

令和8年(2026年)3月6日

OTS柳が崎ヨットハーバー艇庫利用者様

OTS柳が崎ヨットハーバー
支配人 南 和巳

艇庫利用期間満了にともなう継続利用申請書の提出について

平素は、当施設の管理運営に格別のご理解及びご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、ご使用艇庫の利用期間が令和8年(2026年)3月31日をもちまして期間満了となります。

つきましては、継続利用をご希望の方は、OTS柳が崎ヨットハーバーのホームページ(<https://www.bsn.or.jp/yacht/>)に関係書類(Excel)を掲示してありますので、必要事項を入力の上、メール(yacht@bsn.or.jp)にてご提出をお願いします。また、書面にて提出していただいても構いません。

■ 継続利用期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

■ 添付書類 ・施設等使用申込書
・共同所有者名簿
・料金表

■ 提出書類 ・施設等使用申込書
※今後連絡をできる方のメールアドレスをご記入願います
・共同所有者名簿(共同所有の場合)
・住民票または免許証のコピー

■ 提出期限 令和8年(2026年)3月31日(火)

■ 提出先 〒520-0022 大津市柳が崎1-2
OTS柳が崎ヨットハーバー

当ハーバーに提出書類が全て揃い次第、承認書および利用料納付の案内を送付させていただきます。

OTS柳が崎ヨットハーバー
TEL 077-527-1141